

〔保険外併用療養費に関する事項〕

1 特別の療養費の提供（特別室・個室の使用料）

部屋の種類	室数	金額（1日）（税込み）
特別室（315・316・413）	3室	8, 250円
1人室（308～314・317～320・407～412・414～416）	20室	4, 950円
2人室（306・307・321～323・417～420・503～508・511・512）	17室	2, 750円

2 入院期間が180日を超える入院について

入院期間が180日を超える患者様につきましては、健康保険一部負担金とは別に新たなご負担金が発生することになりました。

当院ではご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様負担となります。

選定療養費 … 1日につき2, 160円

厚生労働大臣が定めるところにより、重篤な症状や状態の場合はご負担金が免除されます。

- 1 難病や、重度の肢体不自由者（寝たきり等介助を要する状態）の方
- 2 悪性新生物に対する腫瘍用薬（注射に限る）を与薬されている方
- 3 人工呼吸器を月に1週間以上使用されている方
- 4 人工腎臓（人工透析）の治療を継続的に行われている方で寝たきり等介助を要する状態の方
- 5 全身麻酔又は脊椎麻酔の手術を受けた方（手術日から30日間が免除）等
その他、180日を超えた後にあらわな病気等で状態が悪化した場合も、30日間に限り免除となるケースもあります。詳しくは医事課までお申し出ください。